

# 青森県報

第四千五百二十六号

平成三十年  
十一月九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……一
  - 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……一
  - 道路の区域の変更……………(道路課) ……二
  - 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……三
- 公 告
- 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(情システム課) ……三
  - 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……三
  - 右 同……………(上北地域) ……四
- 出先機関
- 道路の位置の指定……………(上北地域) ……四

## 告 示

### 青森県告示第七百五十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成三十年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	名 称	指 定
株式会社帆の風	主たる事務所の所在地	株式会社帆の風五所川原事業所	年月日
札幌市清田区清田六条二丁目一六の一二	障害福祉サービスの種類	五所川原市字大町三四の一足立ビル一階	平成 三〇・三・三
就労継続支援A型	障害福祉サービスを行う所		

### 青森県告示第七百五十七号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成三十年九月五日、同月七日及び同年十月十日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成三十年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製造（輸入）年月	試 験 項 目	違反の有無及び 違反の内容
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印アロイラー肥育前期 用配合飼料 ニチワえつげ	30.9	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印肉種鶏成鶏飼育用 配合飼料 アロ種鶏M	30.9	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、ME、水分	無
日和産業株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番9	同左	ニチワ印肉豚肥育用配合飼料 ニチワロード肉豚	30.9	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、ME、水分	無
有限会社島守水産加工所 八戸市大字河原木字下揚49番地9号	同左	シマミール60	30.6	粗たん白質、粗灰分、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	NH17プラス	30.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ITOCHU レチュ・イ・マヤ (M)	30.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、ME、水分	無
みらい飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24番地6	同左	ITOCHU ハイラー F15S 3E	30.10	粗たん白質、粗脂肪、 粗繊維、粗灰分、 カルシウム、ME、水分	無

道路課において一般の縦覧を供する。

青森県告示第七百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十二月八日まで青森県県土整備部

平成三十年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別		敷地の幅員	敷地の延長	備考
				前	後			
1	国 道	一〇四号	三戸郡三戸町大字斗内字和田五八の一から 三戸郡三戸町大字斗内字和田九八の二まで	前 一〇・二〇メートルから 三二・二〇メートルまで	後 一〇・二〇メートルから 一四・六〇メートルまで	一〇一・一〇メートル	九〇・〇〇メートル	

青森県告示第七百五十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正し、平成三十年十一月十日から施行する。

平成三十年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

つがるにしきた農業協同組合津軽北部支店	五所川原市金木町芦野	を削り、
つがるにしきた農業協同組合中泊支店	北津軽郡中泊町大字中里	を
つがるにしきた農業協同組合津軽北部支店	北津軽郡中泊町大字富野	に改める。

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

次期ネットワーク更新準備業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県企画政策部情報システム課

青森市長島一丁目一の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年九月十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

日本電気株式会社

東京都港区芝五丁目七の一

六 契約金額

六千六百四十二万円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第二号

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の制限の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大木工務店

二 氏名 大水善博

三 主たる営業所の所在地 青森市港町三丁目四の六三

- 四 許可番号 青森県知事許可（般―三〇）第一〇〇四二八号
- 五 取消年月日 平成三十年十月二十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成三十年九月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社北斗建設
  - 二 代表者の氏名 秋田公宏
  - 三 主たる営業所の所在地 上北郡横浜町字寺下六九の一
  - 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第五〇〇六〇九号
  - 五 取消年月日 平成三十年十月二十二日
  - 六 取消しに係る建設業の許可  
鉄筋工事業に係る一般建設業の許可
  - 七 取消しの原因となった事実
- 平成三十年十月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

上北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定によ

り、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。  
なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、上北地域県民局地域整備部及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

位 置	延 長	幅 員	指 定 年月日
十和田市西十五番町四二六 の四	五四・五九メートル	六・〇〇メートル	平成 三〇・二・一

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭
------------------------------------	---	--------------------------------